

近年明らかになった使途秘匿金の例

発覚時期	主な使途秘匿金の事例	支出額
2014年 3月	政府開発援助（ODA）事業を受注する鉄道関連のコンサルタント企業「日本交通技術」がベトナム政府関係者へのリベートなどに支出	約1億円
12月	昭和電工グループの化学品商社「昭光通商」が取引先への業務委託費として計上した経費が第三者への資金提供と判明	2億 数千万円
15年 4月	医療法人「徳洲会」グループの関連企業が支出。衆院選の地元対策費などに充てた疑い	約1億 8千万円
8月	戸田建設が民間病院の建設工事を巡り、地元対策費などに支出	約5500万円

▼使途秘匿金 法人から
らの金銭支出や資産の引
き渡しのうち、支出先の
名称や所在地などを帳簿
に記載していないもの。

14年6月に使途秘匿金を申告した1054法人のうち、資本金1億円を超す大企業は186法人だった。大企業の支出額は30億円で、12億円が課税された。業種別の課税額は建設業(11億円)が最も多く、卸売業(3億円)とサービス業(3億円)が続いた。製造業(2億円)と

降の19年間では、延べ3万9117法人が4235億円の使途秘匿金を支出。1694億円を課税されてきたことも明らかになった。

使途秘匿金は、政治家への裏献金やリベートの原資になつてゐるとの批判は根強いが、企業が使い道を図らうとするケースは後を絶たない。

2014年6月までの1年間に企業が支出先を明らかにしない「使途秘匿金」として国税当局に申告した資金の総額が60億円で、24億円の制裁課税を受けていたことが10日、分かった。使途秘匿金を支出した企業は1054法人。業種別では建設業の課税額が最も多かった。専門家は「使途秘匿金の支出先の追跡は難しく、脱税や贈収賄など不正の温床になりかねない」と指摘している。

金考

運送業（2億円）も目立つた。

建設が東京国税局の税務調査を受け、13年3月期に支出した約55500万円を使途秘匿金として税務申告し、約2200万円の制裁課税を受けていたことが取材で発覚した。

てたどみられ、一部が地元議員（当時）に渡った可能性があるという。使途秘匿金について、制裁課税が違法支出の歯止めになつていると評価する意見がある一方、税率の引き上げや制度の見直しを求める声も多いため、龍谷大法部の今川義文教授（商事法）は「多額の税負担は株主に不利益となる可能性がある。必要悪として苟取引に介かい」と述べた。

在させる日本の慣習は国際社会には通用しない。国税当局による企業名公示など制度の見直しが必要だと指摘する。